別表第３（第７条，第１４条，第１７条関係）

履修単位基準（最低単位数）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 課　　　程 | 学校教育教員養成課程 |
|  | 免　許　状 |
| 履修科目 | 小一種中一種 | 小一種中二種 | 小一種幼二種 | 小一種特支一種 |
|  |
| 教養科目 | 36 |
| 専門科目 | 専攻科目（卒業研究4単位を含む） | 24 | 20 | 23 | 31 |
| 小学校教科 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 教育学概論 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） | 教職論（教職トライアル） | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） | 教育経営論 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 | 教育・学校心理学 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解 | 特別支援教育論 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） | カリキュラム論 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） | 小学校指導法 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 中学校指導法 | 8 | 2 |  |  |
| 領域に関する専門的事項保育内容の指導法 |  |  | 12 |  |
| 道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目 | 道徳の理論及び指導法 | 道徳の理論及び指導法 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 総合的な学習の時間の指導法特別活動の指導法 | 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 教育の方法及び技術 | 教育方法学・技術（ICT活用を含む） | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 |
| 生徒指導の理論及び方法 | 生徒指導の理論及び方法 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 幼児理解の理論及び方法教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | 幼児理解と教育相談 |  |  | 2 |  |
| 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 | 教育相談及び進路指導 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 教育実践に関する科目 | 教職実践演習 | 教職実践演習 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 教育実習（事前・事後指導を含む） | 小学校教育実習（教職ﾌﾟﾗｸﾃｨｽ） | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 中学校教育実習（教職ﾌﾟﾗｸﾃｨｽ） | 4 | 4 |  |  |
| 高等学校教育実習（教職ﾌﾟﾗｸﾃｨｽ） |  |  |  |  |
| 特別支援学校教育実習（教職ﾌﾟﾗｸﾃｨｽ） |  |  |  | 2 |
| 幼稚園教育実習（教職ﾌﾟﾗｸﾃｨｽ） |  |  |  |  |
| 教育実習事前事後指導(幼･小) | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 教育実習事前事後指導(中･高) | 1 | 1 |  |  |
| 教育実習事前事後指導(特別支援学校) |  |  |  | 1 |
| 大学が独自に設定する科目 | 教職リサーチⅠ | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 教職リサーチⅡ | 2 | 2 |  |  |
| 教職インターン（前期・後期） |  |  |  |  |
| 教育リーダー実践Ⅰ |  |  |  |  |
| 教育リーダー実践Ⅱ |  |  |  |  |
| 教授設計入門Ⅰ・Ⅱ |  |  |  |  |
| 学校教育セミナーⅠ |  |  |  |  |
| 学校教育セミナーⅡ |  |  |  |  |
| 幼児教育学 |  |  |  |  |
| 小計 | 64 | 58 | 63 | 52 |
| 計 | 98 | 88 | 96 | 93 |
| 自由選択科目 | 1 | 11 | 3 | 6 |
| 合計 | 135 | 135 | 135 | 135 |

（注）

１．学校教育教員養成課程（学校教育講座及び特別支援教育講座を除く）では，卒業に当たって，小学校教諭1種免許状及び中学校教諭1種免許状を取得しなければならない。

２．学校教育講座では，卒業に当たって，小学校教諭1種免許状を取得するとともに，中学校教諭2種免許状又は幼稚園教諭2種免許状を取得しなければならない。

３．特別支援教育講座では，卒業に当たって，小学校教諭1種免許状及び特別支援学校教諭1種免許状（知的障害・肢体不自由・病弱）を取得しなければならない。

４．自由選択科目は，教養・専門科目の最低必要単位数を超えて取得した単位数及びネットワーク大学コンソーシアム岐阜の単位数を加えることができる。ただし，教養科目は4単位までを含めることができる。

５．高等学校教育実習，幼稚園教育実習及び教職インターンの各2単位は，自由選択科目とする。

６．講座における，履修単位基準は別に定める。

７．教職リサーチⅠ及びⅡは，次世代地域リーダー育成プログラムの「地域志向科目群」の科目とし，教職論（教職トライアル）及び教職インターンは「地域実践科目群」の科目とする。

８．学校教育教員養成課程(特別支援教育講座を除く)では，卒業に当たって， 7日間（特別支援学校で2日間及び社会福祉施設で5日間）の介護等体験を行わなければならない。

９．特別支援教育講座は，特別支援学校教育実習に参加するため，介護等体験を要しない。